

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐北区内道路除草業務（その5）に適用するものである。
- 2 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
- 3 業務着手時には従業員、現場責任者届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
- 4 除草は、繁茂している雑草を草刈機その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草後、刈り取った草や枯草はすみやかに広島市焼却工場へ搬出し処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、袋詰めにし、車や歩行者の支障にならない場所に集め、発注者へ連絡すること。
- 8 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう、十分配慮すること。（交通誘導警備員を配置する場合：交通誘導警備員を作業日あたり2人配置すること。）
- 9 除草作業時には、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 10 除草回数については、7月上旬から8月中旬までに1回、9月中旬から10月下旬までに1回の計2回実施することとし、実施時期については、本市と協議のうえ決定すること。
- 11 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する施工写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（起終点、全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出处分状況についても写真を提出すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

安佐北区内道路除草業務(その5)

↑
○
S=1/30,000



道路除草業務(その5)

| | |
|----|-------------|
| 1 | 一般国道191号 |
| 2 | 一般国道261号 |
| 3 | (主) 安佐豊平茨北線 |
| 4 | 安佐北4区2号線 |
| 5 | 安佐北4区321号線 |
| 6 | 安佐北4区332号線 |
| 7 | 安佐北4区347号線 |
| 8 | 安佐北4区351号線 |
| 9 | 安佐北4区357号線 |
| 10 | 安佐北4区463号線 |
| 11 | 安佐北4区365号線 |
| 12 | (主) 広島豊平線 |